

1.災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策(処置要求)

(独)国立病院機構・(独)地域医療機能推進機構・(独)労働者健康安全機構

110億5606万円・31億9462万円・213億1898万円（背景金額）

災害拠点病院の概要

- ✓ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有するなどした病院で、都道府県から指定されたもの
- ✓ 3つの独立行政法人では63病院（（独）国立病院機構37病院、（独）地域医療機能推進機構13病院、（独）労働者健康安全機構13病院）が災害拠点病院の指定
- ✓ 厚生労働省の通知において、災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることなどとされている

検査の結果

- ✓ 23災害拠点病院が浸水のおそれがある区域に所在
- ✓ 6災害拠点病院の自家発電機10台及び無停電電源装置10台：浸水対策を全く実施していなかったり、止水板の高さが浸水を防ぐ高さに足りていなかつたりしていた
▶ 水害により商用電源が途絶した場合に、自家発電機等が浸水して稼働せず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれ

要求する処置

- ✓ 6災害拠点病院は、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、
 - ・応急的な対処方法を定めるとともに自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、移設したり防水扉等を設置したりするなどの計画を策定すること
- ✓ 3機構本部において、
 - ・上記浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備すること



1.災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策(処置要求)

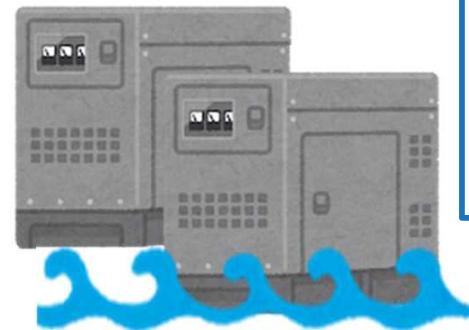
(独)国立病院機構・(独)地域医療機能推進機構・(独)労働者健康安全機構

110億5606万円・31億9462万円・213億1898万円（背景金額）

災害拠点病院



自家発電機等



災害拠点病院においては、災害時の役割の重要性に鑑みて、近年相次いで発生している水害時においても、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保するために**浸水対策が必要**

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有するなどした病院

病院の基本的な機能を維持するために必要な設備の電源を確保

検査の結果

浸水対策が実施されていない又は不十分なもの

	病院数	自家発電機 (台)	無停電電源装置 (台)
(独) 国立病院機構	2	4	2
(独) 地域医療機能 推進機構	1	2	3
(独) 労働者健康 安全機構	3	4	5
計	6	10	10

要求する処置

- ✓ **6 災害拠点病院**は、浸水のおそれがある場所に設置している自家発電機等の浸水対策について、
 - ・応急的な対処方法を定めるとともに自家発電機等が設置されている建物等の状況に応じて、**移設したり防水扉等を設置したりするなどの計画を策定すること**
- ✓ **3 機構本部**において、
 - ・上記浸水対策の実施状況を確認するための**体制を整備すること**